

公募内容説明書

令和6年羽幌町告示第89号に基づく公募型指名競争入札（以下「入札」という。）については、羽幌町契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この公募内容説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年3月17日

2 契約担当部局

〒078-4198 苫前郡羽幌町南町1番地の1

羽幌町 建設課管理係

電話 0164-68-7005（課直通）

3 入札に付する事項

(1) 工事名 羽幌町子ども発達支援センター建替工事（建築主体工事）

(2) 工事場所 苫前郡羽幌町南大通6丁目9番地1、10番地2

(3) 工期 契約締結日の翌日から令和8年2月末まで（予定）

(4) 工事概要

鉄骨造 平屋 362.56m²

4 入札参加資格

入札参加希望者は、次の全ての要件を満たす事業者又は特定建設工事共同企業体であること。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建築一式工事の特定建設業の許可を受け、北海道内に本店、支店又は営業所等を有し、令和7・8年度羽幌町競争入札参加資格受付名簿に登録されている者で構成すること。

(2) 特定建設工事共同企業体の場合、構成員数は2社ないし3社とする。このうち、羽幌町内に本店を有し、令和7・8年度羽幌町競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者を必ず構成員とすること。

(3) 本工事に対応する技術者の配置について、構成員のうち1社が建設業法の許可業種に係る監理技術者を、特定建設工事共同企業体の場合、他の構成員が国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(4) 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。

(5) 特定建設工事共同企業体の最低出資比率は、2社の場合は30%以上とし、3社の場合は20%以上とする。なお、代表者の出資比率は構成員中、最大であること。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 本工事の入札執行日までの間、競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成 25 年羽幌町訓令第 18 号）第 8 条の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (9) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

5 現場説明会 行わない。

6 入札参加資格の確認の申請

(1) 申請書等

入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）※共同企業体以外は不要

ウ 特定関係に関する調書

エ その他町長が必要とする書類

（上記ア、イ、ウは羽幌町ホームページからダウンロード可能）

(2) 受付期間 令和 7 年 3 月 17 日（月）から令和 7 年 3 月 27 日（木）

12 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出場所 2 に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送による。(提出された申請書等は返却しない。)

(5) 入札参加資格の確認

申請者には、令和7年4月1日（火）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリ又は電子メールにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあっては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあっては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(6) その他

ア 申請書及び確認書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 町長は、提出された申請書等を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

7 入札の日時及び場所等

(1) 日 時 令和7年4月中旬（予定） 時間未定

(2) 場 所 羽幌町役場 4階会議室

(3) 開 札 入札終了後直ちに(2)の場所にて行う。

(4) 入札方法

ア 入札書を持参し投函すること。また、入札金額の内訳書を同封すること。

（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

イ 羽幌町競争入札参加者心得を承知すること。

8 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、町長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする

9 入札手続等

(1) 入札保証金 羽幌町契約規則第8条第1項第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金 羽幌町契約規則第29条第6号の規定により免除する。

(共同企業体の場合)

(3) 契約書作成の要否 要

当該契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽幌町条例第20号）に該当するため、仮契約書を締結し、議会の議決後に本契約書を取り交わすものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を無効とする。

(5) 予定価格 公表（予算額 195, 245千円）

(6) 最低制限価格の設定 有

(7) 支払条件

ア 前金払い 契約額金の4割相当する額以内を前払いする。

イ 中間前払い アの支払いを受けている場合2割相当する額以内を中間前払いする。

ウ 部分払い 部分払いはしない。

10 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。なお、中止となった場合でも申請書等の作成費用は申請者の負担とする。

11 入札執行回数 1回とする。

12 その他

(1) 入札参加者は、羽幌町契約規則、羽幌町競争入札参加者心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 入札に関しての問合せ先は2に同じ。

(4) 問合せのあった事項については個別に回答し、担当部局で必要と判断した場合は、羽幌町ホームページへ内容を掲載します。